

公共施設及び公益施設の帰属及び管理の基準

1. 伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第 19 条第 2 項の規定による整備された公共施設及び公益施設の帰属及び管理については、原則として次の基準によるものとする。

公共、公益施設	帰 属	管 理	備 考
道 路	市	市	
公 園 広 場	市 又 は 事 業 者	市 又 は 事 業 者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし市が管理する。ただし、日常管理については自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
緑 地	事 業 者	事 業 者	
上 水 道	市	市	道路に埋設された給配水管に限る。
下 水 道	市	市	本管から公共ますまでに限る。(公共下水道供用開始区域に限る。)
河 川 ・ 水 路	市	市	
調 整 池	市 又 は 事 業 者	市 又 は 事 業 者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし市が管理する。ただし、日常管理については自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
汚 水 処 理 施 設	市	市 又 は 事 業 者	
ご み 集 積 所	市 又 は 事 業 者	事 業 者 又 は 自 治 会	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとする。自治会が組織されるまで事業者が管理し組織化に伴い自治会が管理する。その他は事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
防 火 水 槽	市 又 は 事 業 者	市 又 は 事 業 者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし市が管理する。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
消 火 栓	市	市	
別 荘 分 譲 地 に お け る 公 共 公 益 施 設	市	事 業 者 又 は 管 理 事 務 所	管理協定書による。
教 育 施 設	市 又 は 事 業 者 等	市 又 は 事 業 者 等	市と事業者との協議による。
集 会 所 ( 用 地 )	市 又 は 自 治 会	自 治 会	
そ の 他	市 又 は 事 業 者 等	市 又 は 事 業 者 等	市と事業者との協議による。

2. 土地の帰属については、工事完了次第、市の検査を受け、検査合格後は速やかに登記に関する関係書類を市長に提出すること。